

昭和61年消防出初式

昭和61年の新春を皆様と共に迎えることの出来ましたことはひとえに皆様様の御支援の賜と衷心より感謝申し上げます。昨年は大分問題等諸般の事情で延期となつておりました市庁舎建設工事の着工を見る事が出来、急速に進む高度情報化社会の市民生活にお応え出来る機能を有する行政センターとしての完成がまたれたところです。

今や世の全ての分野に且り新しい時代への選択がせまつてゐるところであります。我が小浜市に於ても均衡ある地域の発展を願ひ新しい時代に生る創造性豊かな人材の養成が求められる今日、昨年度近代社会に対応出来る生活基礎の充実をと大学誘致にも

### 均衡ある地域の

### 発展を!!



小浜市議会議長  
木橋正昭

積極的に取り組んで来たところであり、今年がこれに誘致に必要な条件整備を図ると共にその実現を期し、強力な運動を展開してまいります。

一方地場産業の振興を計り商業近代化事業や、高速時代に対応出来る道路網の整備、下水道等の都市機能を高め住民福祉の向上につとめると共に常に斬新にして、改革を求め現実的かつ、しかもより建設的な改革者でなければならぬと思ひます。

新年と共に意を新たにいたし、議会の権能と重責を自覚し鋭意研さんにつとめ努力の誠をさへげてまいる所存でありますので尚一層の御指導、御鞭撻の程、お願い申し上げます。

### 12月定例会

昭和六十年第七回小浜市議会定例会が十二月十日に招集され、会期を二十一日までの十二日間と決めた。

次いで昭和五十九年度小浜市一般会計歳入歳出決算をはじめとする十一件の決算認定の議案が提出された。

これが決算については、いずれの決算も黒字となつており、市長、収入役より提案理由の説明、質疑を経て、八名の議員をもつて構成された決算特別委員会(委員長 寺本久雄議員)に付託した。

次いで、昭和六十年小浜市一般会計補正予算(第三号)外補正予算二件をはじめとする七議案が提案された。

市長より提案理由の説明があり質疑を行なつた後各議案をそれぞれ所管の常任委員会に付託した。

### 副議長に

### 三國正二議員を選出

十一日は休会とし、十二日本会議が再開され十二、十三日の二日にわたり小浜市の復興、六十一年度予算編成方針、大学誘致、市庁舎建築工事等市政全般について七名の議員が一般質問を行なつた。

十四日から二十日まで休会とすることにし、二十一日に本会議が再開された。

二十一日の本会議は、決算特別委員会委員長より、先に付託をされた決算認定案件について、審査に日時を要するのて継続審査とした旨の申し出がなされ閉会中の継続審査とした。

次いで総務、建設、産業経済、教育民生の各常任委員長より報告があり、質疑、討論採決が行なわれ全議案を原案どおり可決した。

次いで人事院勧告に伴う補正予算(五件)、条例の一部改正について、の議案が提出され、提案理由、質疑、採決が行なわれ原案どおり可決した。

次いで、一月末に任期が満了する高田一太郎氏を引き続き教育委員会委員の任命につき選任したい旨の提案がなされ、これに同意した。

次いで意見書案二件、決議案(いずれも別紙)を可決した。最後に富永一夫議員より副議長辞職願が提出され副議長選挙が行なわれ第三十一代の副議長に三國正二議員を選出して閉会した。

# 般 質 問

12月定例市議会の一般質問が12月12日、13日の2日間にわたり7名の議員が小浜城の復元、庁舎建物の物権的対抗要件、昭和61年度予算編成方針、区長会の要望、市庁舎新築工事、大学問題、情報の収集及び伝達等々市政全般にわたっての一般質問がなされた。

石垣を残すだけの小浜城の復元については昭和四十七年に機運高まるとして市民の話題になり、以降このことから遠ざかっていったが、最近市の街づくり構想から、ぜひ小浜城の復元をはかる必要との声が聞かれます。

小浜城は明治四年に大部分を焼失して、今は高さ十一メートルの石垣が昔をしのばせているが、小浜城の復元を見るならば我が国でも稀な海城の再現だけに小浜観光の目玉、シンボルになる事は当然で、完成後は天守頂上に展望台、城内には美術館、歴史館、考古館を設け時代に即応した施設に充て小浜観光の中心になるよう衆知をこらす必要がある。本市の観光都市としての発展のためにも四季を通じた観光施設が必要であるが、小浜城再建によってこれらの事も解決し、市の発展、活性化に役立つと考えられます。

よって、新しい街づくりの中に小浜城再建を加えていただきたい。

◎小浜城は石垣がかなり破壊しており、このために昨年も修繕費を盛り修復をいたしました。

現在の石垣はかなりはらみが出ており、さらに地上に出ている部分よりはるかに地下に埋っており、現在の石垣の上

にどういふ物が建つのかどうか検討を進めさせていたきたい。

長浜城は学術研究の場として重視されており、そういう計画が具体化した時に福知山城についても調べさせていたきたいながらひとつの方向を調査、研究させていたきたい。庁舎敷地の内三、〇七〇平方メートルが三名の地主からの借地である事について質問をさせていたきたい。

建物所有を目的とする土地の賃貸借は物権変動を伴う地上権の物権設定契約でなく債権契約である賃貸借契約を締結するのが大半である。

今日、市庁舎一部敷地の賃貸借契約の内容、庁舎建物の対抗要件の内容を見ると民法一条二項の信義誠実の原則の内容とは思いますが、庁舎建物の対抗要件の欠缺はいささか不安定と思わざるを得ない。

市民のシンボルであり、市の行政の中核機関である庁舎の法律的不安定要素の現状をどのように認識しているのか。

◎現在建っている建物の保存登記がしてございませんので不安定な状況にあります。

新庁舎が完成して保存登記をするとしても抵当権の設定、第三者への転売等々いろいろの問題が生ずることも予想されるので、御懸念の様な事

ないように信義誠実の原則に基づき、そういう事の起こらない様に十分連絡を密にしながら建物、借地権の保全にあたってまいりたい。

新しい庁舎の契約ですが、民法上、借地法上の考えをもつて契約の日から六十年間と考えております。

借地法により建物が存在していれば更新の権利もこちらにあるわけです。

正当理由がなければ地主にいく事はないので建物の保全については心配はないものと考えております。

借りている借地については、財政的に困難な状況の中ではございませけれども、市庁舎の敷地は、本来市が保有するのが大原則である。

この様にするのが好ましいという考え方から近隣の代替に適するような用地を求め地主と交渉し、何とか市の土地と交換をさせていただきよう交渉を進めてまいりたいと考えております。

六十二年予算編成方針に関連して、大綱と基本的な取り組みについて。

(一)六十二年当初予算の規模は、どの程度のもを推定しているのか。

(二)大学設立へ向けて、六十二年に計画される事業、予算関係はどのようになってい

るのか。

(一)公立小浜病院の不評を巷に聞くが、実情の分析、今後の経営、病院像について聞きたい。

◎各課より内容を聞き取りをさせていただいているところですが、現時点で、庁舎の建設費が今年度よりも九億五千万円、人件費についても今年の人勸(五、七四〇)が平年化されると二億前後、公債費の伸びが七千万から八千万円になるうかと思えます。

そういう事を考え合わせますと今年の七十九億九千万円に対し十数億の伸びが予想されます。

大学問題は嶺南地区大学誘致推進協議会の事務局が十月十六日に発足をし、今後協議会の御指導により進めさせていただき計画を練らせていただきたいというふうな考えでおります。

公立小浜病院に関連する批判はいろいろ流布されているようですが、医療収入、外来入院とも増加をしております。

を出しております。経営自体は順調に推移しているわけですが多くの市民が市外の病院で診療を受けておられるのも事実でございます。

これが原因についてはいろいろ考えられますが、現在小浜病院には眼科、心臓をはじめとする循環器系統、脳外科の科がないのも原因の一つかと考えられます。

特に、循環器などは単独に起こるのではなく、他の科に影響して起こるといふように考えられております。

そこで、不足している科を充足する事に重点を置き、今春には脳外科が開設できるとあるうように思っております。

大学誘致問題に関連して、市長は六十四年開校と言われているが、それまでに用地買収、造成、校舎建設、文部省への申請等々多くの体制づくりが必要であるが、どの様な方法で進めていくのか。

最近まで工学部大学、をと固執されていたが、現在では学部は問わないと言明されているが、どんな大学を目指しているのか。

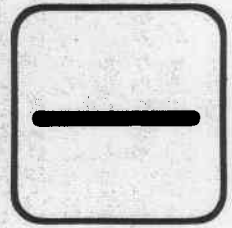
資金の見通しについて、開校した場合に教授、生徒の確保はできるのか。

開校後の市の負担はどの様になるのかお伺いしたい。

◎昭和六十四年四月開校までに六十二年七月三十一日までに大学設立に関する申請書を出す必要があります。

当初予定の六十二年開校が六十四年開校になった理由については嶺南市町村の同意を得るにはほぼ一年、御理解と





御協力をいただき知事さんに要望書の提出に基づき嶺南大学誘致推進協議会設立までに二月、協議会の事務を遂行する事務局開設が十月十六日まで要した。一年の大半を、この仕事に費したのが一年延びる原因になった。

当初工学部と聞いていたが最近では学部は問わないといった御発言ですが、最近の大学、各研究所の傾向を見てみると学際的傾向が非常に顕著になってきております。これは学問と学問との関係の区別がつきがたくなったという意味でございます。

現在、機械科がつくり出す機械の中でコンピュータがついていない機械はほとんどなくなりつつあります。つまり機械と電気が一致しているわけです。

この機械をつくり出すためのプログラムというものは必ずしも理工系の人間だけでつくっているのではなく、むしろプログラマーとしての能力は文学部出身の生徒がいいと

いう結果が出ております。新しい化学、来たるべき化学を開発し誘致していくためには従来の学部、学科にこだわらなければならない。それを越える学部、学科の開設が望ましいという大学設置に対する新しい要望であります。

こういう新しい事実の前に研究所、学界、実業界の要望が新しい方向に向かっていることにのっとりまして転換をいたしましたわけでございます。今後のスケジュールについては、多目的用地の造成工事に一年半ない二年かか

嶺南百年の興廃を決する大事業と位置づけ、自らも不退転の決意を以って推進されつつある吹田市政下の大学誘致問題をはじめ、懸案の敦賀、舞鶴間高規格道路、新幹線早



小浜市議会副議長

三國正二

### 当面の課題処理に 全力を傾注

期着工など、本市と嶺南の黎明を目指す諸目標と併行し、市民の庁舎としての市役所改築、公共下水道建設、市街地再開発、都市計画事業、基幹産業の振興をはじめ、厳しく

市政の振興に寧日なき日々を過しています。私はこうした重要な時期に計らずも副議長の重責を負うこととなり、身の引き締まる思いをしています。

ろうかと思えます。校舎は開学の時点までに、必要な校舎の四割を整備していなければなりません、したがって間に合う様に六十四年四月までに作業を進めていきたいと思っております。

このために用地の造成は今年春にはかからなければならぬと考えております。資金、教授その他の問題については嶺南地区大学誘致推進協議会が答申する事になっておりますので、この答申にのって対処してまいりたいと

贅肉を削りながらの福祉の増進、活性化促進の各般に亘る施策など、財源と行政需要の限界に挑戦しながらの課題解決に追われる今日、二十六名の議員は、私心を離れ真摯に

考えております。これが答申の具体的な時期については、この協議会の中で事務局が設立され、そのもとに事務局と同時に専門部会も設立され、そこで鋭意調査研究を進めているわけですが、設立主体の問題、学部、学科規模、財政計画等々、大学設立についての調査がなされており、答申については、現在のスケジュールによりますと今年度の七、八月ごろに全体計画、少くなくとも今春には一部の基本的な考え方を提出していただきたくと希望を持っ

近時、巷間に喧伝される議会の諸情報から、御深憂の向きもあるかと存じますが、揣摩臆測を離れば、これまで議員の市政を愛する熱情噴出の所産であり、ひたむきの故にして生じた波間の渦ともいえましよう。

私は微力ではありますが、当面の課題処理をはじめ、公正、円滑な議会の運営、執行機関対議決機関の整々たる関係の保持に全力を挙げ、自らに課せられた責任の一端を果したいと念願しています。今後とも御指導と御鞭撻を御願ひし、就任の御挨拶といたします。

多くの要望が提出されており、一地区の要望を重点に処理すると不公平といった問題が出てまいりますので、重要性を加味して地域のバランスをも考えて処理をしていきたいと考えております。

各々の区長さん方から数百件以上提出されており、現時点での達成率は三割程度ではないかと思うが、処理方法の基本的な考え方について。

多くの要望が提出されており、一地区の要望を重点に処理すると不公平といった問題が出てまいりますので、重要性を加味して地域のバランスをも考えて処理をしていきたいと考えております。

# 大学誘致 推進決議案を 可決

大学誘致推進に関する決議最近における高度情報化社会の急速な進展の中にあつて新しい時代を先取りできる創造性豊かな人材の養成が求められており、大学等高等教育機関の充実が急務とされ、そのあり方については種々検討がなされているところであるが、これが適正配置をはかることにより地域の教育、文化、経済の向上発展に寄与する新

しい高等教育機関の設置が望まれるところである。嶺南地域はもとより本市においても大学教育志向の傾向が急速に高まり、嶺南地方一帯の共通課題としての調査研究が着手されたところであり、わが小浜市にあつては大学誘致に必要な条件整備をはかるとともに、これが実現を期し強力な推進運動を展開するものである。

# 意見書

## 関係機関へ提出

### 地方自治法第九十九条第二項、市議会 会議規則第十四条の規定により意見書 を可決して関係機関へ提出した。

#### 良質米奨励金と農業用水からの流水占用料に関する意見書

わが国の農業は、市民生活にとつて最も基礎的な物資である食料の安定供給をはじめ活力ある健全な地域社会の形成、国土、自然環境の保全など経済社会の発展と市民生活の安定の上で重要な役割りを果たしております。

しかしながら農業を取り巻く情勢は農産物の一その市場開放、行財政改革の観点から効果的な農政の推進等、非常にきびしい状況下にあります。政府は六十年産生産者米価の決定にあたって財政上の見地から「良質米奨励金の削減を六十一年度予算編成期までに詰める」ことを明確にし、良質米の生産はもとより稲作所得の低下と農家経済の抑制策を打ち出そうとしておりますが、こうしたことは農業政策を根柢から崩すもので誠に遺憾であります。よつて消費嗜好に合った良

質米の生産奨励のため良質米奨励金の現行を確保することを強く要望します。また、建設省では治水財源の拡充のため来年度から治水特定財源創設を打ち出し、これが財源確保とはいえ農業用水まで、その対象を拡大することは河川法制定時の確認事項、農業を取り巻く厳しい現状、国民に及ぼす大きな影響を考えれば決して容認できるものではありません。よつて、政府におかれては諸事情を勘案の上、農業用水からの流水占用料の徴収はしないことを強く要望する。

#### 北陸財務局存続に関する意見書

政府は、国の出先機関の統廃合について昭和六十年年度末を目途に検討を進められていくところである。

申すまでもなく、北陸は産業、文化、経済はもとより地理的にも独自の圏域を形成し

ているが積雪寒冷地という特殊性から、いまだ太平洋側とは大きな格差を背負っている。行政改革の推進は国民的重要な課題であることは理解するところであるが、北陸財務局が廃止されれば北陸圏域の分

解と沈下を引き起こすばかりか北陸の特性が失われることは明らかである。よつて、政府におかれては北陸地域の特殊性を十分認識され、北陸財務局の存続について特段の配慮をされるよう要望する。

### 陳情

十二月定例市議会では、次の陳情を審査いたしました。

閉会中の継続審査

陳情第四号 国鉄の全国ネットワークを二十一世紀へ存続させる陳情

陳情第六号 部落解放基本法の制定の意見書提出を求める陳情

### 決算特別委員会

決算は、予算執行の実績を明らかにし、予算と対比して予算執行の適否、効果を判定し将来の財政運営の参考とするものであり、十二月定例市議会において八名の議員をもつて構成された決算特別委員会に昭和五十九年度小浜市一般会計歳入歳出決算をはじめとする十一件の決算を付託した。

委員会では審査に日時を要するため全決算を閉会中の継続審査とした。

(委員は次のとおり)

- 委員長 寺本 久雄
- 副委員長 深谷 嘉勝
- 委員 村上 一司
- 山本 肇
- 岡 明男
- 小川多嘉士
- 野村 定彦
- 三國 正二

### 採 択

陳情第七号 良質米奨励金と農業用水からの流水占用料に関する意見書提出を求める陳情

陳情第八号 北陸財務局存続支援の意見書提出を求める陳情

陳情第九号 小浜第二中学校校庭整備及び水泳プールの建設について

### 不信任決議について

法律上は議長、副議長及び常任、特別委員長に対する不信任決議の規定はないが、しかし現実の議会運営

いるが健康上、一身上の都合により、その任期満了前に辞職を申し出る事がある。

議長(副議長)は議員と同じ任期によつて四年間身分保証がなされていても不信任決議案が提出されるケースがある。

不信任決議案が成立しても議長等の不信任決議には法的根柢がないので、その決議が有効か無効かは法的な問題とならず、自治省、県は、この問題については、その筋では問題にされない。それぞれの議会で自主的に処置すべきだとしている。

この件に関して、国会では衆議院規則に「議員が議長若しくは副議長の信任又は不信任に関する動議若しくは決議案を具え理由を附し、五人以上の賛成者と連署して、これを議長に提出しなければならぬ」と明文化されているが、地方の場合は不信任決議は事実上の問題としてのみ行なわれているだけであるが、不信任決議案は成立すれば、これが当事者は道義上の責任は尊重する態度を望むものであるとする専門家もいるが、法的根柢がなく意見の分かれるところでもある。

### 議会豆知識

## 不 信 任 決 議

において、その事例が発生している。

ところが、議長及び副議長の任期については、地方自治法第百三条第二項で「議長及び副議長の任期は、議員の任期による」となっており、議員の任期は四年と定められて